

現行の法人処罰の在り方とその理論上の問題

松 原 久 利

一 現行法人処罰規定

現行の法人処罰規定は、少数の転嫁罰規定と大多数の両罰規定から成るが、法人企業の巨大化、複雑化に伴い、概括的には当該企業により違法な結果が惹起されたものであることがわかっていても、個別具体的な行為者が特定できなかったり、因果関係が特定できないために、結局法人の責任を問うことができない。あるいは処罰される場合にも、罰金刑の額が低いために、違法な活動を防止するために十分な機能を果たすことができない。これが、最大の問題点である。⁽¹⁾以下では、この現行法人処罰規定の理論上の問題点を概観することとする。

- 一 規定形式 現行法人処罰規定は、その規定形式が統一されていない。(1) 両罰規定が大多数であるが、転嫁罰規定も残されている。(2) 過失犯であることが明示されていないために、単なる行為者の責任転嫁なのか、過失犯なのか、故意犯も含むのかが明らかでない。過失推定(無過失免責)規定についても、ないものの方が多数である。
- (3) 規範の名宛人について、業務主名宛人(限定)型と業務主非名宛人(非限定)型とがあり、その上に、行為者と

して、法人の機関（代表者）とその他の従業員を区別せずに同列に規定している。⁽²⁾ (4) その法規の性質上、法人処罰規定が設けられるべきものと認められるが、法人処罰の明文規定のないものがある。⁽³⁾ このような規定形式の不統一のために、処罰根拠が不明確となり、適切な処罰を妨げる原因になっているのではないかと思われる。

二 名宛人限定型と非限定型

両罰規定における「行為者を罰するほか」という規定は、限定型と非限定型とで

その意味が異なる。(1) 非限定型では、代表者や従業員も行為主体たりうるから、この規定は解釈規定にすぎず、各本条により処罰される。これに対して、(2) 限定型では、義務者以外は行為主体となりえない。そこで、「行為者を罰するほか」という規定により、構成要件が修正され、行為主体が拡大され、行為者が代表者以外の従業員の場合は、この規定によって初めて処罰されることになる。⁽⁴⁾ (3) 限定型で行為者が代表者である場合には、いずれにより処罰されるのかは明確でない。法人自体の責任を認める立場からは、機関である代表者は、明文がなくても名宛人であるから、この規定は解釈規定であり、各本条で処罰されることになる。⁽⁵⁾ これに対して、代表者も従業員と同様であるとする判例・通説の立場からは、この規定により初めて処罰されることになる。つまり、限定型において各本条のみで処罰できるのは、義務者である自然人が自ら違反行為をした場合のみということになるのである。⁽⁶⁾ 法務省案は、法人に対して義務が課せられている場合は、代表者、法人のために行為する者にも同じ義務が課せられているとみなすとしている。⁽⁷⁾ この点、限定型規定の法定刑で行為者を処罰すると、上限が重すぎる可能性があり、逆に非限定型規定で法人を処罰すると、上限が軽すぎる可能性がある。これは、現行両罰規定が、後述する法人の行為責任と監督責任という本来異質なものを同一規定に混在させているためであるとの批判がある。⁽⁸⁾ したがって、立法としては、限定型と

非限定型を書き分け、法定刑に差を設けるべきであるとの提案があるところである。⁽⁹⁾

三 規定内容

問題とされる第一は、両罰規定を設ける基準が不明確だということである。自然犯と行政犯の区別では明らかではない。⁽¹⁰⁾そこで、最近では、法人処罰の基準として、当該行為が企業等の事業組織の遂行過程で行われることが通常あり得るもので、個人行為者の行為としては割り切れないものという提案がなされている。⁽¹¹⁾第二は、一律に事業主と行為者の双方を処罰することである。ここでは、前述の限定型、非限定型、機関の決定に基づく行為、関与形態等に応じた処罰の検討が必要であろう。⁽¹²⁾第三には、法人の行為責任と監督責任を区別する見解が有力になり、両罰規定がこの両者を同列に規定していることが問題とされている。一方で、この両者を立法的に区別し、法定刑に差を設けるべきであるとの提案がある。⁽¹³⁾他方、法人の処罰は行為責任の場合に限定すべきであり、監督責任を取り込むべきではないとの提案も有力である。⁽¹⁴⁾第四は、過失犯の明文がないのに業務主責任を過失責任とすることである。⁽¹⁵⁾この点、故意犯はありえないのか、過失犯に限定して明文規定を設けるべきであるのかの検討が必要である。

二 法人処罰の根拠

一 処罰根拠

ここでは、現行両罰規定が、法人の構成員のすべての行為を同列に規定しているために、法人処罰の根拠が不明確なままに、監督過失として処罰を行為者の違法行為に従属させている点が問題となる。第一に、機関以外の従業者の違法行為の場合、法人の責任について、無過失責任説と過失責任説（法人の監督過失、代表者の監督過失の法人への転嫁）が対立し、過失責任説のうち過失推定説が通説・判例の立場である。⁽¹⁶⁾しかし、第二に、代表

者の違法行為の場合は、その処罰根拠は必ずしも明らかではない。この場合、監督過失では説明できない⁽¹⁷⁾。法人の犯罪能力肯定説からは、代表者の過失⁽¹⁸⁾＝法人の過失とされ、否定説からは、代表者の過失が法人に転嫁ないし帰属されると説明されることになる⁽¹⁹⁾。しかし、否定説の帰属の根拠は明らかではない。第三に、従業員の違法行為について、代表者に黙認があった場合や、代表者の故意行為の場合はどうであろうか。やはり過失犯で説明することはできない。前者の場合、限定型では不真正不作為犯、非限定型では幫助犯ということになる⁽²⁰⁾。後者の場合、法人には監督過失ではなく故意犯が成立することにはならないのであろうか。このように、すべてを法人の監督過失責任として一律に両罰とすることには問題があると思われる。

二 過失推定説 過失推定説は、取締目的と責任主義の調和として通説・判例の採用するところであるが、最近、この考え方は、無過失責任説、純過失説の双方から批判されている⁽²¹⁾。一方では、極めて高度な注意義務を前提として、末端従業員の違法行為について、法人代表者の監督過失を推定するというのは、実態からかけ離れており、むしろ無過失責任説の方が実態に即しているとの見解がある⁽²²⁾。他方、同様の認識から、過失推定説は、拳証責任の轉換を認める点でなお責任主義に違反するものであり、立証困難とされる点も、監督不行届の多くは「不作為による幫助」形態であり、必ずしも立証困難とはいえないとして、刑法の原則に戻り、純過失説ないしせいぜい証拠提出責任とすべきではないかとの見解も有力になってきている⁽²³⁾。この立場からは、現行の過失推定規定は注意規定にとどまり、少なくともこの規定がない場合には、検察官が立証責任を負うとし、立法としては、過失犯であることを明示し、過失推定規定は削除すべきであるとされる⁽²⁴⁾。過失推定説が妥当でないとすれば、問題は、その前提となっている法人とその構

成員との区別、および監督過失という理論構成にあるのではないかと思われる。⁽²⁵⁾

三 注意義務の内容

過失推定の前提として、現行両罰規定の下で、判例は、注意義務の内容として、一般的・

抽象的な注意では足りず、当該違反行為を回避するための個別具体的な注意を尽くすこととして、極めて高度な注意義務を課している。⁽²⁶⁾ここで推定される過失の内容は、刑法上の一般の過失とは異なり、実質的に無過失責任に近く、従業員の違反行為は客観的処罰条件に近くなっており、法人に対して刑罰を加える根拠としては薄弱であるとの批判⁽²⁷⁾がある。選任時の過失は従業員の違反行為からは遠く抽象的に過ぎるし、機関による監督過失は、大規模な企業には見られないものであるから、従業員全般の行為について監督過失を根拠として法人を処罰するというのは広すぎるといっているのである。⁽²⁸⁾そこから、一方で、無過失責任説に戻るべきであるとの主張もあるが、⁽²⁹⁾それでは責任主義に反する。他方、一般の過失と同じ内容とすれば取締目的を達成することができず、⁽³⁰⁾法人処罰の範囲が著しく狭くなる。そこで、最近、必ずしも代表者によって違反行為の防止措置が講じられている必要はなく、システムとして防止作用が備わっていれば足りるとして、⁽³¹⁾ここでの過失を刑法上の過失より若干緩やかなものとして理解する見解が現れている。

この点は、推定される過失とは、行為者の違反行為についての防止上の過失であり、行為者とは別個の構成要件の実現の問題であるから、過失の内容も構成要件の相違を反映して異なってくるのは当然であるという理解⁽³²⁾もありうるが、やはり、法人の犯罪能力の有無を明らかにしないままに、すべて監督過失を根拠として、実行行為者の違法行為の結果を法人に帰属させるという理論構成にとどまっているところに、議論の錯綜の原因があるように思われる。

三 法人の行為責任と監督責任

一 法人の行為責任と監督責任 現行両罰規定の多くは、法人の機関（代表者）の行為とその他の従業員の行為

とを区別せず同列に規定し、すべて監督責任として構成するために、法人処罰は行為者の違反行為の存在に従属し、
刑罰も行為者に対する刑罰に従属する。これは、同一の規定の中に異質なものを混在させるものであり、実態にそぐ
わないとして批判されている。⁽³³⁾つまり、法人の機関の行為とその他の従業員の行為とは区別すべきであり、すべての
法人の構成員の行為を無差別に法人に帰属させるのは妥当でないというのである。⁽³⁴⁾

法人の機関（代表者）の行為については、過失推定は及ばず、免責の余地はない。これは、代表者の違反行為につ
いて、法人にその防止の注意義務を課すことはできないからである。⁽³⁵⁾したがって、この場合を監督過失として構成す
るのは無理であり、法人自身の行為として、法人の行為責任と考えるべきである。これにより、法人処罰と行為者の
違反行為とのリンクから解放することができるとされる。⁽³⁶⁾これに対して、機関以外の従業員の行為は法人の行為とは
考えられない場合であり、これについて法人の責任を問うるとすれば、それは監督責任ということになる。⁽³⁷⁾

これを立法として規定する場合、二つの立場がある。一つは、法人の行為責任の場合に限定し、監督責任を取り込
むべきではないというものである。これは、(1) 一般刑法犯より緩やかにならざるをえない新たな過失犯を刑法に持
ち込むこととなる。⁽³⁸⁾(2) 両者の区別は、結局機関の関与の程度によることになるが、その区別が曖昧になる。⁽³⁹⁾実
際には中小企業の場合に行為責任、大企業の場合に監督責任が問われることが多くなり、法定刑に差を設けると、中

小企業にとって苛酷になり、差を設けないと責任主義の点で問題があるという理由からである。⁽³⁹⁾ いま一つは、両者を分けて規定し、それぞれ別々の法定刑を定めるべきであるというものである。法人の行為とはいえない場合であっても、法人の統率下にある従業員による法人の利益のための活動により法人に利益が帰属するのであるから、代表者の監督過失を法人の監督過失として責任を問うという理由からである。⁽⁴⁰⁾

二 法人処罰と従業者処罰との関係 現行両罰規定は、法人の行為責任と監督責任を同一の規定で定めており、法人処罰のためには、代表者・その他の従業者の違反行為の存在が必要とされている。⁽⁴¹⁾ そのため実行行為者の違反行為の特定が要件となる。法人の機関（代表者）の行為の場合は、そのまま法人に帰属するから、構成要件の充足、違法性、有責性の成立が必要である。⁽⁴²⁾ その他の従業者の行為の場合は、代表者の監督過失が法人に帰属する、あるいは法人自身の監督過失であるから、構成要件の充足、違法性の成立で足りるとされている。⁽⁴³⁾ なお、実行行為者の故意、過失の要否については争いがある。⁽⁴⁴⁾

このように、法人処罰と実行行為者の違法行為とのリンクが要求されるために、処罰の間隙が生じ、適正な法人処罰が妨げられるという問題が生ずる。このリンクから解放するために法人独自の犯罪行為を認め、行為者が不特定の場合でも、法人の構成員であることが明らかであれば、法人処罰が可能となるようにすることが必要だとされるのである。しかし、そのための理論構成には問題がある。これを志向して、自然人の行為を媒介としない法人の行為を認める藤木説や板倉説に対しては、責任主義に違反し絶対的責任を肯定することになるという批判が多く、必ずしも成功しているとはいえない。⁽⁴⁵⁾ 法人の機関の意思活動が法人に帰属するという理論構成をしないで法人独自の犯罪行為を

認めるためには、行為者の故意・過失とは別の法人自身の故意・過失を認めなければならないが、これは可能であろうか。⁽⁴⁶⁾これが刑法の枠を超えるとすれば、自然人の行為を媒介とする理論構成をとるかぎり、機関の行為は法人の行為として、行為責任については機関の有責な故意行為・過失行為が必要であり、監督責任については、従業員の違法行為が必要ということになり、法人独自の犯罪行為を認めることは、完全に法人処罰と実行行為者の違法行為とのリンクから解放することにはならないと思われる。もっとも、後述のように、法人処罰と実行行為者の違法行為とのリンクを要求しても、法人に対する罰金額と実行行為者に対する罰金額とのリンクは要求されないとすれば、この二つの問題の間には、論理的必然性はないともいえる。

四 法人の行為責任——法人の行為とされる範囲

一 行為主体 前述のように、現行両罰規定は、代表者とその他の従業員を区別していない。そこで、法人の行為責任と監督責任を区別すべきであるとすれば、どの範囲の行為を法人の行為とすべきかという問題が生ずる。行為主体については、第一に、法人の機関（代表者）が含まれることについては問題はない。代表権の有無は重要でないとする点についても争いはない。民事と異なり、刑事上の犯罪として重要なのは、内部的な指示・命令を行う中枢機能であり、政策決定を左右できる機関であること、あるいは管理的地位にあることだからである。⁽⁴⁷⁾第二に、事業部別、独立採算制をとっている場合などの上級・中間管理者や、包括的権限を与えられた高級管理者については、機関自体が直接指揮・監督しない場合は、行為主体たりうるとの立場と、⁽⁴⁸⁾一般の従業員と区別するのは困難であるから、一般

の従業者と同様とすべきであるとの立場が対立する。⁽⁴⁹⁾ 第三に、その他の従業者については、行為主体とすべきではなく、その行為は法人の監督責任の対象とすべきであるとの立場と、それぞれの権限で行われる行為は法人の活動の一環であるから、機関や高級管理者とは別の要件を加えたうえで行為主体となりうるとの立場が対立する。⁽⁵¹⁾

法人処罰は法人の行為責任に限定すべきであるとの立場は、行為主体を機関に限定せず、中間管理者やその他の従業者も、中枢機関の意思に基づく場合には、一定の要件の下でその行為を媒介として法人の行為責任を肯定する傾向がある。これに対して、行為責任と監督責任を法定刑に差を設けて両方とも処罰すべきであるとの立場は、機関・上級管理者以外の従業者の行為については監督責任として捉える傾向がある。⁽⁵²⁾ この点については、形式的に機関か否かではなく、実質的に法人の意思を代表し、それに基づいた行為と認められる範囲はどこまでかという検討が必要であろう。⁽⁵³⁾

二 行為態様

現行法上、「業務に関し」について、業務関連性という客観的事情の存在で足りるか、これに加えて事業遂行目的のためというような主観的意思が必要かに関して⁽⁵⁴⁾は争いがある。第一に、主観的要件として法人のためにする意思が必要であろうか。一般従業者も行為主体に含める立場からは、これが必要とされている。ただし、法務省案のように業務関連性が認められればこの意思は推定されるとする。⁽⁵⁵⁾ 第二に、客観的要件として、業務関連性が必要であることについては争いはない。監督責任については、業務関連性という客観的事情の存在で足りるといったよいかもしれないが、この他に中枢機関の意思決定に基づいて機関・上級管理者の指揮・監督の下で行われたことを要件として一般従業者の行為も法人の行為とするのが法務省案の立場である。⁽⁵⁶⁾ これも業務関連性の立証により推定

されるとする。このように法人の行為の範囲を拡大すれば、それらの行為者について故意・過失の立証が必要となるはずであり、行為者の違法行為とのリンクからの解放の要請との関係で問題が残ることにはならないであろうか。業務関連性だけで末端従業員の行為も法人の行為とするのは不当な拡大になるとすれば、この点で検討を要する。なお、最近、業務関連性と組織関連性を要件とするとして、現行両罰規定はこの組織関連性を推定するものであるとの見解も主張されている。⁽⁵⁸⁾

五 法人に対する制裁

一 罰金 罰金については、第一に、現行両罰規定では、法人に対する罰金の額は、行為者に対する罰金に連動しているために、制裁としての効果が乏しく、法人処罰に積極的な独自の意義を与えるには不十分であるという問題がある。そこで、罰金額の引き上げが考えられるが、両罰規定により行為者責任とのリンクおよび行為者に対する罰金額とのリンクを認めるかぎり、引き上げには限度があるから、このリンクから解放すべきであるとの主張がある。⁽⁵⁹⁾しかし、これに対しては、監督過失と区別された法人の行為責任が認められれば、行為者とは独立の行為主体による固有の責任であるから、現行両罰規定においても、法人の機関自身による行為の場合には、行為者に対する刑との連動の必然性は理論的にもないといわれている。⁽⁶⁰⁾この立場からは、罰金額の引き上げにあたって、法人の監督責任については、行為者に対する罰金額とのリンクを考える必要があるが、法人の行為責任については、行為者に対する罰金額から独立して、必要な程度にまで引き上げることに問題はないといえよう。

第二に、一律の罰金額は、責任主義に反する虞れがあるという問題がある。(1) 現行両罰規定では、行為者に対する罰金か事業主に対する罰金か区別されずに規定されているが、これを法的に書き分け、額に差を設けるべきではないか。この点、行為者に対する刑と大きな差が出ると、責任主義の点で合理的説明に問題が残るから、罰金の幅を広く規定して、情状の問題として処理することも可能との見解もある⁽⁶¹⁾。(2) 法人の行為責任と監督責任を区別する立場からは、両者の法定刑を区別して規定すべきであるとされる⁽⁶²⁾。(3) 法人の従業者は、有機的組織体の一環として行為し、代表者の監督は間接的・観念的であるのに対して、個人事業主の従業者は、個人対個人の関係であり、事業主の監督は直接的であるから、両者は区別すべきであるとの主張もある⁽⁶³⁾。さらに、(4) 行為態様として、法人の意思決定に基づく行為と、機関が違反行為防止のために必要な措置を講じなかった場合と、措置を講じたことの立証ができなかった場合とで区別する⁽⁶⁴⁾、あるいは、(5) 行為者の行為に対応して、いくつかのグループに分け、自由刑を罰金刑に換算するといった提案⁽⁶⁵⁾なども、検討に値すると思われる。

第三に、刑が執行できない場合の換刑処分がないという問題がある。これについては、三罰規定で対応するか、倒産などの場合に、同一性が認められるかぎり執行できるとする立法をするといった対応が考えられている⁽⁶⁶⁾。そして、単なる罰金額の引き上げではなく、総所得・資本金額に比例する算定、スライド制罰金、日数罰金制度、その他に、没収・追徴を広く規定するといった提案もある⁽⁶⁷⁾。

二 罰金以外の制裁 現行両罰規定における制裁が罰金にとどまり、法人に適した制裁とはいえないのではないかという問題がある。現行法では、行政処分として多くの制裁措置があるが、司法処分として、どのような制裁が可

能であろうか。解散や営業停止については、雇用関係や取り引き関係への影響が大きいことから、導入には慎重な検討が必要とされている。⁽⁶⁸⁾ また、刑事裁判所の判断に適する事項とはいえないから、行政処分として、法人に対する罰金と連動させて運用すべきであるとの提案もある。⁽⁶⁹⁾ その他には、法人の保護観察、強制的自主規制、事業遂行過程への裁判所の介入などの提案がなされている。⁽⁷⁰⁾

六 その他の立法上の問題

一 法人の範囲

処罰されるべき法人の範囲について、処罰規定に明文が必要であろう。現行法上、法人格なき社団等について、明文規定がないのが大多数であるが、罰法定主義から、両罰規定は適用できないとされている。⁽⁷¹⁾

国、地方公共団体、外国法人については、除外規定がないかぎり、法人の処罰は可能であるとされているが、明文規定を設けるべきであろう。⁽⁷²⁾ 一人会社法人については、法人として法制上有利な扱いを受けている以上、法人として制裁が重くてもやむをえないとされている。⁽⁷³⁾ 設立準備中の法人については、違反行為時に法人格が存在しないから処罰できないとされており、⁽⁷⁴⁾ 解散後の法人については、判例は処罰を肯定している。⁽⁷⁵⁾ 社会組織変更後の法人も、同一性を失わないかぎり処罰は可能とされている。⁽⁷⁶⁾ このように、現行法上は解釈問題とされている点について、立法で明らかにしておくべきであると思われる。

二 三罰規定

三罰規定については、犯罪能力の問題とは直接関係はないから、理論的には採用に問題はない。効果の点は別にして、非難としての意味があるから、自由刑の導入も含めて検討すべきであるとの見解がある。⁽⁷⁷⁾ これ

に対しては、現状では導入に意味があるかもしれないが、法人自体の犯罪を認め、罰金額を引き上げた場合、なお個人責任を追究する社会的要請があるかは疑問であるし、実行行為として故意・過失が認められれば個人責任を追究しうることに、また、故意の場合はほとんど共犯として処理できること、むしろ実行行為者として代表者を処罰する規定を設けるべきであることなどの理由から、導入に慎重な見解の方が多数といえようか。⁽⁷⁸⁾

三 法人犯罪とすべき犯罪

現行両罰規定においては、本来法人処罰が認められるべき犯罪が、なお処罰の対象とされていないのではないかという問題がある。どのような犯罪を法人の犯罪とすべきかについては、法務省案は、

(1) 公害罪法中に同種規定のあるもの、およびこれに準ずるもの、⁽⁷⁹⁾ (2) その他の公害関係の過失犯、(3) それ以外という分類をしている。現行法上両罰規定を設けるべき基準が不明確であるという問題があることは前述したが、では、法人処罰をすべき範囲はどのように画するべきであろうか。最近の企業犯罪とされる経済犯罪の動向などをみながら、各企業活動の分野で、その行為が事業組織の遂行過程で行われるもので、その違法行為の防止のためには、個人行為者の行為として対処するのでは足りないものを類型化して規定すべきであろう。⁽⁸⁰⁾

四 実体法上の問題

(一) 共犯

現行法上、共犯が問題となるのは、限定型両罰規定の場合である。第一に、

甲法人の従業者Aと乙法人の従業者Bとの間に、甲の業務に関する違反について共同正犯が成立する場合、非限定型規定であれば、乙法人はBの行為について業務主として処罰できるが、限定型規定の場合は、Bは刑法六五条一項により処罰可能であるとしても、名宛人でない乙法人には両罰規定を適用することはできず、処罰することはできない。⁽⁸¹⁾

これに対して、法人の行為責任を認める立法がなされれば、刑法六五条一項により乙法人の処罰は可能となるといえ

よいか。第二に、AとBの間に教唆犯、あるいは従犯関係が成立する場合、共犯者は両罰規定にいう「違反行為をした者」に該当するかが問題となる。この場合に、法人を処罰できるといえるのかは、検討を要する問題である。⁽⁸²⁾第三に、同一事業組織甲内の従業員で、業務を担当するAと担当しないBが、甲の業務に関連して一個の違反行為をした場合、Bは甲の従業員として、甲の負担する業務を負担するものといえるか、⁽⁸³⁾あるいは、刑法六五条の適用が必要であろうか。共犯に関して、法人の問題をどう考えるかについては、検討が必要であろう。

(二) 罪数 罪数の問題としては、第一に、業務主の罪数の基準は行為者と同一であるのか、あるいは、業務主自身について判断すべきかが問題となる。過失責任説からは、業務主自身について判断すべきであるとされており、一個の義務違反であれば、従業員数にかかわらず一罪となるとされている。⁽⁸⁴⁾第二に、一個の行為につき、複数の業務主の犯罪が成立するかについては、行為者が複数の法人の監督下であれば、複数の法人が監督責任を負うから、行為者はそれぞれの法人の従業員ということになり、複数の法人の処罰は可能であるとされている。⁽⁸⁵⁾

五 訴訟法上の問題 (一) 公訴時効期間 公訴時効期間については、現行両罰規定の下で、行為者基準説と業務主基準説とが対立している。過失責任説で、行為者の責任とは別個の独立の監督責任であるとの立場からは、業務主基準説となる。⁽⁸⁷⁾これに対して、同一事件について異なる時効期間となるのは、両者の密接不可分性、公平の点から妥当でないとすれば、公害罪法六条のように立法上の手当てが必要ということになる。⁽⁸⁸⁾

(二) 事物管轄 業務主のみを訴追する場合には、事物管轄は簡易裁判所に専属するとするのが判例であり、⁽⁸⁹⁾業務主とともに行為者を訴追する場合には、業務主も地方裁判所において審理される(刑訴法九条一項二号、三条一項)。

公害罪法七条は、業務主に罰金刑のみを定めた罪についても地方裁判所において審理すべきものとしている。予想される犯罪の実態からみて、いずれの裁判所において審理することが適当かという観点から立法する必要がある⁽⁹⁰⁾。

(三) 必要的弁護 判例・通説の立場からは、両罰規定による業務主の処罰について、必要的弁護規定(刑法二八九条一項)の適用はないことになる⁽⁹¹⁾。この点、行為者について必要的弁護規定の適用があり、業務主についても地方裁判所の事物管轄とされている事案については、業務主に対する法定刑が罰金刑であるとしても、これについて必要的弁護規定の適用があるとすべきであろうか。法人の犯罪能力を肯定して立法する場合、これらの手続上の問題も視野に入れて検討する必要がある⁽⁹²⁾。

七 結 語

以上概観したように、転嫁罰規定から出発した現行の両罰規定中心の法人処罰規定は、法人犯罪に対する規制としては十分でないことが明らかにされた。特に、選任・監督上の過失責任という理論構成をそのままにして、その解釈や運用、あるいは規定の手直しによっては、現在の法人犯罪に有効かつ適切に対応することは困難であると思われる。

- (1) 田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一他編・現代刑法講座第一巻(昭和五二年)二九二頁、飯田英男「法人処罰に関する立法上の問題点」ジュリスト六七二号(昭和五三年)八一頁、藤永幸治「法人処罰に関する立法上の諸問題―両罰規定の運用実態からみて―」刑法雑誌二三巻一―二二二号(昭和五四年)一三七頁、板倉宏・現代社会と新しい刑法理論(昭和五五年)五五頁、中森喜彦「法人の刑事責任」Law School No. 51(昭和五七年)三六頁、宇津呂英雄「法人処罰のあり方」石原一彦他編・現代刑罰法大系1(昭和五九年)一八二頁、大谷實「企業犯罪と法人処罰」同著・刑法解釈論集Ⅱ(平成二

- 年)一〇頁、川端博「法人の犯罪能力と両罰規定」刑法総論二五講(平成二年)四頁など参照。
- (2) 東條伸一郎「両罰規定」伊藤榮樹他編・注釈特別刑法第一卷(昭和六〇年)二二八頁以下参照。
- (3) この場合、判例・通説は、法人を処罰することはできないとする(古田佑紀「総則の適用」大塚仁他編・大コンメンター刑法第一卷(平成三年)一二四頁参照)が、福田平・新版行政刑法(昭和五三年)一一八頁は、法人の従業者の行為について法人を処罰することはできないが、法人の代表者の行為については法人を処罰することは許されるとする。
- (4) 福田・前出註(3)八一頁、田中利幸「企業体の刑事責任」西原春夫他編・判例刑法研究1(昭和五五年)一八〇頁、東條・前出註(2)二四八頁、宇津呂・前出註(1)一九〇頁、河村博「両罰規定と罰則の名宛人」経営刑事法研究会編・事例解説 経営刑事法Ⅲ(昭和六三年)二三四頁、伊東研祐「法人の刑事責任」芝原邦爾他編・刑法理論の現代的展開 総論Ⅱ(平成二年)一一六頁、古田・前出註(3)一二〇頁など参照。
- (5) 金沢文雄「法人の刑事責任・両罰規定」総合判例研究叢書刑法(7)(昭和三七年)一〇二頁。なお、東條・前出註(2)二四九頁参照。
- (6) 佐藤文哉「地方税法一二二条四項に『その行為者を罰する外』とある法意」最高裁判所判例解説刑事篇 昭和五五年度(昭和六〇年)二二〇頁以下。なお、東條伸一郎「両罰規定適用上の若干の問題」研修四〇八号(昭和五七年)六七頁以下参照。
- (7) 法務省・法人処罰のあり方についての第二次検討結果(昭和五一年)四一頁。
- (8) 宇津呂・前出註(1)一八七頁、一九二頁。なお、永井敏雄「業務者処罰の法理と法人処罰の法理—行政罰則における両罰規定の解釈について—」警察学論集三一巻六号(昭和五三年)一一〇頁以下参照。
- (9) 調査解説「法人処罰のあり方」検察月報二九号(昭和五一年)三五頁。
- (10) 飯田・前出註(1)八一頁、宇津呂・前出註(1)二二七頁。
- (11) 東條・前出註(2)二五九頁、垣口克彦「法人処罰の問題性」阪南論集社会科学編二二巻三号(昭和六二年)一五頁。
- (12) 東條・前出註(2)二四五頁。
- (13) 宇津呂・前出註(1)二一〇頁以下、垣口・前出註(11)一二頁。企業組織体責任論の立場から、このような区別に反対する

現行の法人処罰の在り方とその理論上の問題

ものとして、板倉宏「組織体犯罪 (Organizational Crime) の対策」研修五〇四号 (平成二年) 一〇頁。なお、伊東・前出註(4)一二九頁参照。

(14) 西田典之「団体と刑事罰」芦部信喜他編・岩波講座 基本法学2―団体 (昭和五八年) 二八〇頁、飯田・前出註(1)八四頁、藤永・前出註(1)一三七頁参照。

(15) 垣口・前出註(11)一二頁。なお、土本武司・企業犯罪 (昭和六二年) 三六頁以下参照。

(16) 大谷實・刑法講義総論 第三版 (平成三年) 一三〇頁、最判昭和四〇年三月二六日刑集一九巻二号八三頁など。なお、判例は、法人の犯罪能力を肯定したものとより、従業者の違反行為について、過失を条件として責任を法人に転嫁するものとの理解もある (宇津呂・前出註(1)一九六頁、田中・前出註(4)一九八頁など)。

(17) 飯田・前出註(1)八二頁、小島建彦「両罰規定における法人処罰と従業者処罰の関係」刑法雑誌二三巻一―二号 (昭和五四年) 一二五頁、宇津呂・前出註(1)二〇九頁、東條・前出註(2)二四六頁、土本・前出註(15)四一頁。

(18) 平野龍一・刑法総論I (昭和四七年) 一一六頁、阿部純二「法人の刑事責任(2)」法学セミナー三三〇号 (昭和五六年) 一三頁、内田文昭・刑法解釈論集 (総論I) (昭和五七年) 八一頁、町野朔・刑法総論〔講義案〕I (平成二年) 一一九頁など。

(19) 福田・前出註(3)一一三頁は、行政刑法における合目的性の見地から、法人と機関という法人固有の関係により、法人に帰責されるとする。この点につき、阿部「法人の刑事責任(1)」法学セミナー三一九号 (昭和五六年) 八一頁参照。

(20) 福田・前出註(3)一三四頁、田中・前出註(4)一九五頁、西田・前出註(14)二八〇頁、伊東・前出註(4)一二七頁など。宇津呂・前出註(1)二一四頁は、この場合は、監督不行届の最も極端な場合とする。なお、法人自身の主観的要素について、東條・前出註(2)二五五頁参照。

(21) 飯田・前出註(1)八二頁、小島・前出註(17)一二二頁、中森・前出註(1)三一頁、東條・前出註(2)二四二頁、河村・前出註(4)二三四頁参照。

(22) 土本・前出註(15)三八頁、中野次雄「業務主処罰規定についての覚書」早稲田法学五四巻一―二号 (昭和五三年) 九六頁。

- (23) 三井誠「法人処罰における法人の行為と過失―企業組織体責任論に関連して―」刑法雑誌二三卷一―二号(昭和五四年)一五一頁、西田・前出註(14)二六六頁、垣口・前出註(11)八頁、川端・前出註(1)一二頁、伊東・前出註(4)一二四頁など。
- (24) 垣口・前出註(11)一二頁。
- (25) 宇津呂・前出註(1)一九七頁、中森・前出註(1)三七頁参照。
- (26) 大判昭和三年三月二〇日刑集七卷一八六頁など。
- (27) 小島・前出註(17)一二二頁、宇津呂・前出註(1)一九七頁、東條・前出註(2)二四一頁、垣口・前出註(11)八頁、伊東・前出註(4)一二五頁。
- (28) 中森・前出註(1)三三頁、垣口・前出註(11)八頁。
- (29) 土本・前出註(15)四三頁、同・過失犯の研究(昭和六一年)一七六頁以下。
- (30) 小島・前出註(17)一二三頁、内田・前出註(18)八四頁、垣口・前出註(11)八頁。
- (31) 田中・前出註(4)二〇五頁、西田・前出註(14)二六七頁、伊東・前出註(4)一二五頁。
- (32) 宇津呂・前出註(1)一九八頁。なお、古田・前出註(3)一一六頁参照。
- (33) 飯田・前出註(1)八三頁、藤永・前出註(1)一三七頁、小島・前出註(17)一二五頁、中森・前出註(1)三七頁、宇津呂・前出註(1)一九二頁、二一三頁。
- (34) 西田・前出註(14)二七六頁。
- (35) 小島・前出註(17)一二六頁、阿部・前出註(18)一一三頁、宇津呂・前出註(1)二〇九頁、金谷暁「事業主処罰規定と事業主の責任」経営刑事法研究会編・事例解説 経営刑事法I(昭和六一年)三〇頁、平野・前出註(18)一一六頁、町野・前出註(18)一二〇頁など。
- (36) 宇津呂・前出註(1)二二二頁。これに対して、法人の行為責任と監督責任とを区別することによっても、法人処罰と実行行為者の違法行為とのリンクを不要とすることはできないとするのは、西田・前出註(14)二七七頁、垣口・前出註(11)九頁、伊東・前出註(4)一三一頁。

- (37) 宇津呂・前出註(1)二一二頁。
- (38) 西田・前出註(14)二八〇頁。
- (39) 飯田・前出註(1)八四頁、藤永・前出註(1)一三七頁。
- (40) 宇津呂・前出註(1)二一三頁。なお、芝原邦爾「不法収益の剝奪と法人処罰の強化」法律時報六三巻一二号(平成三年)一〇五頁参照。
- (41) 大判大正五年六月八日刑録二二輯九一九頁など。
- (42) 東條・前出註(2)二五五頁、西田・前出註(14)二七七頁、垣口・前出註(11)九頁。
- (43) 福田・前出註(3)七五頁、小島・前出註(17)一二二頁、東條・前出註(2)二五四頁、西田・前出註(14)二七七頁、垣口・前出註(11)九頁。
- (44) 必要とするのは、田中・前出註(4)一七九頁、土本・前出註(15)五〇頁。阿部・前出註(18)一一三頁は、故意はなくてもよいが過失は必要とする。
- (45) 田中・前出註(1)二九一頁、三井・前出註(23)一五〇頁、中森・前出註(1)三七頁、西田・前出註(14)二七七頁、垣口・前出註(11)一七頁。
- (46) 宇津呂・前出註(1)二一三頁は、法人の行為責任の場合は、行為者処罰とのリンクは解消されるところだが、これは、代表者の違法行為の存在を不要とするものではなく、代表者の故意・過失により、従業者がその手足のように違反行為を行った場合に、直接の行為者の特定の必要はないという意味であろう(同論文二二二頁参照)。
- (47) 飯田・前出註(1)八三頁、藤永・前出註(1)一三五頁、中森・前出註(1)三七頁、西田・前出註(14)二八〇頁、宇津呂・前出註(1)二二五頁、垣口・前出註(11)一二頁、伊東・前出註(4)一二八頁。
- (48) 飯田・前出註(1)八三頁、西田・前出註(14)二八〇頁、宇津呂・前出註(1)二二六頁、中森・前出註(1)三七頁、垣口・前出註(11)一二頁など。
- (49) 藤永・前出註(1)一三六頁。

- (50) 宇津呂・前出註(1)二二三頁、垣口・前出註(11)一二頁。
- (51) 飯田・前出註(1)八三頁、藤永・前出註(1)一三五頁、土本・前出註(29)一九一頁。
- (52) 前者の立場に立つ者として、飯田・前出註(1)八三頁、西田・前出註(14)二八〇頁。後者の立場に立つ者として、宇津呂・前出註(1)二二三頁、垣口・前出註(11)一二頁。もっとも、従業者の行為も、それが中枢機関の指示、命令、容認の下で行われた場合は、法人が実行行為者であり、法人の行為責任といえる(宇津呂・前出註(1)二二一頁)とすると、両立場の相違は、それほど大きくはないといつてよいのかもしれない。なお、藤永・前出註(1)一三五頁、伊東・前出註(4)一二九頁参照。
- (53) 大谷實・刑事政策講義 第二版(平成二年)四一三頁参照。
- (54) 不要とするのは、中森・前出註(1)三二頁、土本・前出註(15)四九頁。必要とするのは、福田・前出註(3)七八頁。なお、東條・前出註(2)二四五頁は、業務主のためにする意思は必要ではないが、当該行為を業務主の業務に関して、その一環として行うとの認識は必要とする。
- (55) 法務省・前出註(7)三一頁、飯田・前出註(1)八三頁、藤永・前出註(1)一三五頁。
- (56) 法務省・前出註(7)三一頁、飯田・前出註(1)八三頁、藤永・前出註(1)一三五頁。中森・前出註(1)三八頁は、このよ
うな基準では、法人の行為から除かれる場合は非常に少ないであろうとする。
- (57) 三井・前出註(23)一五三頁。
- (58) 沼野輝彦「両罰規定の解釈」日本法学五五巻一号(平成元年)一二二頁以下(従業者の行為が法人組織体それ自体の意思(採用された方針・意図)に裏づけられていることをもって組織関連性とする)。なお、伊東・前出註(4)一三五頁参照。
- (59) 飯田・前出註(1)八五頁、藤永・前出註(1)一三八頁、宇津呂・前出註(1)二二六頁、大谷・前出註(53)四一二頁。
- (60) 中森・前出註(1)三七頁、西田・前出註(14)二八一頁、垣口・前出註(11)一二頁、伊東・前出註(4)一三七頁。なお、資料「独占禁止法に関する刑事罰研究会中間報告」公正取引四八八号(平成三年)七八頁、小島吉晴「両罰規定について」研修五二〇号(平成三年)六六頁、芝原・前出註(40)一〇三頁参照。

- (61) 飯田・前出註(1)八六頁。
- (62) 宇津呂・前出註(1)二一三頁。これに対する批判として、飯田・前出註(1)八六頁、藤永・前出註(1)一三七頁。
- (63) 法務省・前出註(7)三六頁。
- (64) 調査解説・前出註(9)三二頁。
- (65) 飯田・前出註(1)八六頁、藤永・前出註(1)一三九頁、宇津呂・前出註(1)二二七頁。
- (66) 調査解説・前出註(9)三六頁。
- (67) 飯田・前出註(1)八五頁。
- (68) 中森・前出註(1)三八頁、西田・前出註(14)二八一頁、宇津呂・前出註(1)二二七頁、垣口・前出註(11)二三頁。
- (69) 調査解説・前出註(9)四〇頁。
- (70) 林幹人・現代の経済犯罪(平成元年)一八七頁、板倉・前出註(13)一一頁、大谷・前出註(1)二二頁など。
- (71) 福田・前出註(3)一二二頁、古田・前出註(3)一二四頁。
- (72) 福田・前出註(3)一二二頁、棚町祥吉・行政刑法(昭和五二年)一〇六頁。国は除外されるが、地方公共団体は含まれるとするのは、土本・前出註(15)六〇頁、古田・前出註(3)一二三頁。
- (73) 飯田・前出註(1)八八頁。
- (74) 福田・前出註(3)一一七頁、古田・前出註(3)一二四頁。
- (75) 大判昭和十五年七月二五日刑集一九卷四七三頁など。福田・前出註(3)一一五頁、土本・前出註(15)六〇頁、古田・前出註(3)一二三頁参照。
- (76) 福田・前出註(3)一一七頁、土本・前出註(15)六〇頁。
- (77) 垣口・前出註(11)一三頁、川端・前出註(1)一三頁。
- (78) 飯田・前出註(1)八七頁、中森・前出註(1)三八頁、西田・前出註(14)二八一頁、宇津呂・前出註(1)二二八頁、大谷實
- ・新版刑法総論の重要問題(平成二年)四〇頁。

- (79) 法務省・前出註(7)四九頁、飯田・前出註(1)八八頁。
- (80) 福田平・刑法解釈字の基本問題(昭和五〇年)一一七頁、東條・前出註(2)二五九頁、垣口・前出註(11)一五頁参照。
- (81) 東條・前出註(2)二五五頁、同・前出註(6)六八頁以下、宇津呂・前出註(1)一九九頁参照。
- (82) 教唆犯、幫助犯も「違反行為をした者」に含まれるとするのは、土本・前出註(15)五一頁、古田・前出註(3)一二二頁。
- (83) 東條・前出註(3)二五七頁、福田・前出註(3)一三四頁、永井・前出註(8)一二八頁以下参照。
- (84) 中森・前出註(1)三二頁、東條・前出註(2)二五七頁など。判例は、従業者の違反行為の個数によって決せられるとする(最判昭和二八年一〇月八日刑集七卷一〇号一八九九頁など)。
- (85) 福田・前出註(3)七九頁、土本・前出註(15)五二頁。
- (86) 平野龍一・刑事訴訟法(昭和三三年)一五五頁。なお、東條・前出註(2)二五二頁参照。
- (87) 最大判昭和三五年一月二二日刑集一四卷一四号二一六三頁。小島・前出註(17)一三〇頁、中森・前出註(1)三二頁、土本・前出註(29)二二五頁、福田・前出註(3)八七頁(ただし、行為者が代表者である場合には行為者を基準とする(九二頁)参照)。
- (88) 東條・前出註(2)二五一頁参照。
- (89) 最決昭和四三年一月二七日刑集二二卷一三号一四七六頁。小島・前出註(17)一三〇頁、土本・前出註(29)二一九頁、福田・前出註(3)八八頁(ただし、行為者が代表者である場合には行為者を基準とする(九二頁)参照)。
- (90) 東條・前出註(2)二五二頁参照。
- (91) 福田・前出註(3)八九頁、土本・前出註(29)二二二頁。
- (92) 東條・前出註(2)二五二頁参照。

【付記】 本稿は、法務省の調査委託(〔法務省〔参〕〕第二二号調査項目「法人処罰の在り方について」)に基づく研究会(代表同志社大学教授大谷實)の共同研究成果の一部である。